

静岡県人事委員会は、管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月24日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則7-1220

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-36）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1 (略)			別表第1 (略)		
1～7 (略)			1～7 (略)		
8 警察			8 警察		
組織	職	区分	組織	職	区分
警察本部	(略)	2種	警察本部	(略)	2種
	参事官			参事官	
	首席監察官			首席監察官	
	局長			局長	
課長	課長				
	(<u>教養、監察、人身安全対策、少年、通信指令、捜査第一、捜査第三、組織犯罪対策、交通規制、運転免許及び警備課の課長に限る。</u>)			(<u>会計、教養、監察、人身安全対策、少年、通信指令、捜査第一、捜査第三、組織犯罪対策、交通規制、運転免許及び警備課の課長に限る。</u>)	
	隊長		隊長		
	(<u>高速道路交通警察隊長に限る。</u>)		(<u>高速道路交通警察隊長に限る。</u>)		
	(略)		(略)		
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和2年3月27日から施行する。